

令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業

胆沢平野地区水利権変更協議図書作成その他業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区水利権変更協議図書作成その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」及び「測量業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、一級河川北上川水系胆沢川における国営胆沢平野地区かんがい用水の水利使用を変更するため、受益地内の用水量等調査及び河川協議図書の作成を行うものである。

### (対象受益)

第1-3条 本業務の対象受益は、岩手県奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町地内で、【別紙1】平面図に示すとおりである。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

### (土地の立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書第1-16条及び測量業務共通仕様書第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りは、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

### (一般事項)

第1-6条 業務請負契約書、設計業務共通仕様書及び測量業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条 管理技術者は、設計業務共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第 1-8 条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第 1-8 条及び測量業務共通仕様書第 8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条 設計業務共通仕様書第 1-11 条及び測量業務共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び設計業務共通仕様書第 1-12 条及び測量業務共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 設計業務共通仕様書第 1-12 条及び測量業務共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-10 条 受注者は、設計業務共通仕様書第 1-37 条及び測量業務共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第 2 章 作業条件

(対象施設)

第 2-1 条 本業務の水利使用対象施設は次のとおりである。

番号	施 設 名	河川名等	位 置
1	胆沢ダム取水塔	胆沢川	岩手県奥州市胆沢若柳字東前川山 2 番地先
2	若柳既設取水口	胆沢川	岩手県奥州市胆沢若柳字荻袋 4 番 11 地先
3	若柳取水口	胆沢川	岩手県奥州市胆沢若柳字荻袋 4 番 31 地先
4	茂井羅取水口	胆沢川	岩手県奥州市胆沢若柳字下堰袋 2 番 11 地先

(適用図書)

第 2-2 条 本業務における設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第 2-3 条 参考にする図書は、設計業務共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	公共事業通信社	平成 11 年 3 月 1 日

(貸与資料等)

第 2-4 条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	名 称	数量
1	青山白水-胆沢平野事業誌- 平成 11 年 3 月	1 式
2	河川協議書 (国営胆沢平野農業水利事業) 平成 23 年 2 月 (変更)	1 式
3	河川協議書 (国営胆沢平野農業水利事業) 令和 4 年 2 月 (更新)	1 式
4	令和 3 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 国営胆沢平野農業水利事業に係る水利権協議図書作成業務 報告書	1 式
5	令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区基礎諸元調査業務 報告書	1 式
6	令和 6 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区基礎諸元調査業務 報告書	1 式
7	令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区基礎諸元調査業務 報告書	1 式
8	令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区用水系統調査業務 報告書	1 式

(適用図書、参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-5 条 第 2-2 条、第 2-3 条及び第 2-4 条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 適用図書、参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用図書及び参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務の作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は【別紙2】作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 代かき期用水量及び普通期減水深調査	1式	測定機器費を含む
4. 基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	1式	現行水利権面積 9,573.4ha (昭和60年3月時点)
5. 用水量計算等	1式	
6. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 第2-2条、第2-3条及び第2-4条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 業務履行中において、一部成果物の提出を求める場合は、受注者はこれに協力するものとする。
- (5) 調査ほ場及び調査時期等については、別途監督職員の指示によるものとする。
- (6) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

### 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計業務共通仕様書第1-10条及び測量業務共通仕様書第10条による打合せ時期及び回数等については、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初回 当初打合せ(作業着手の段階)
- 第2回 中間打合せ(受益面積、水利用実態及び地元要望等把握段階)
- 第3回 中間打合せ(基礎諸元整理、用水量計算開始前段階)
- 第4回 中間打合せ(用水量計算結果取りまとめ前段階)
- 最終回 最終打合せ(報告書原稿作成段階)

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計業務共通仕様書第 1 - 11 条及び測量業務共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第 5 章 成果物

(成果物)

第 5-1 条 成果物を設計業務共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) | 正副 2 部            |
| (2) 成果物の出力 (図面出力を含む)           | 1 部 (市販のファイル綴じで可) |

(成果物の提出先)

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 3 階  
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第 6-2 条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2 の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相

応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



【別紙2】

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施		備考
		設計	測量	
1. 準備作業	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○ (内業)		
2. 現地調査	地区内の用水系統を現地で確認するとともに、関係機関から受益面積及び水利用実態、要望等の聞き取り及び資料収集を行う。 また、代かき期用水量及び普通期減水深調査に当たり、土地改良区の協力のもと選定した調査ほ場の現場条件を確認する。	○ (外業)		
3. 代かき期用水量及び普通期減水深調査				
3-1. 用水量調査（代かき期）【4月下旬～5月上旬に5箇所で調査】				
(1) 調査器材設置	代かき用水取水前に、調査ほ場に用水量測定器を設置する。		○ (外業)	
(2) 用水量の測定	用水量測定器により代かき用水量を測定する。 (測定機器費を含む)		○ (外業)	
(3) 調査器材撤去	代かき用水量測定後（水稻移植前まで）、用水量測定器を撤去する。		○ (外業)	
3-2. 減水深調査（普通期）【5月中旬～9月上旬に10箇所で調査】				
(1) 調査器材設置	水稻移植後、調査ほ場に減水深測定器を設置する。		○ (外業)	
(2) 減水深の測定	減水深測定器により日減水深を測定する。 (測定機器費を含む)		○ (外業)	
(3) 調査器材撤去	かんがい期終了後（刈取り前まで）、減水深測定器を撤去する。		○ (外業)	
4. 基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	貸与資料、現地調査、代かき期用水量及び普通期減水深調査減水深調査結果を踏まえ、転用面積、受益面積（令和8年4月1日時点）、至近5ヶ年の転作率、関係機関の要望を反映した基礎諸元を整理し、基礎諸元対比表、転用位置図等を作成する。	○ (内業)		
5. 用水量計算等	4の整理結果を基に用水量及び水収支計算を行う。	○ (内業)		
6. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○ (内業)		